

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書

本県の水産業は、資源水準の低迷や生産構造の脆弱化が進行していることに加え、原油価格の変動や資材価格の上昇は漁業経営に大きな影響を与えるなど厳しい状況が続いている。とりわけ漁業においては、コストに占める燃油のウェイトが極めて大きく、かねてから燃油高騰が継続しており、我が県の漁業は、ここ数年で急速に疲弊した状況にある。さらに、追い打ちをかけるように、東日本大震災による原発事故に伴う風評被害にも見舞われており、漁業経営はより深刻の度合いを深めている。

よって、国におかれては、消費者に対する水産物の安定供給を図るとともに、これの前提となる漁業者の経営安定を維持するために、漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税をはじめとする下記の燃油税制にかかる措置の実現を図られるよう強く要望する。

記

- 1 漁船に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置について、恒久化すること。
 - 2 農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について、恒久化すること。
 - 3 地球温暖化対策のための税については、漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じること。特に、燃油への課税についてはA重油に限らず、軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年7月1日

熊本県議会議長 馬場成志

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
総務大臣	片山善博様
財務大臣	野田佳彦様
農林水産大臣	鹿野道彦様
環境大臣	江田五月様